

再チャレンジプログラム 第10回（平成26年行政法）

弁護士 春田 尚純

第1 司法試験の刑事訴訟法の特徴等

1 救済法と概論から出題

毎年、訴訟要件（救済法）と本案要件（概論）からメインで出題される。

訴訟要件はマニアックなものではなく、典型的な要件が問われることが多い（処分性、原告適格、その他抗告訴訟の重大な損害等）。また、仮の救済についても時々出題される。そのため、各種訴訟又は仮の救済の訴訟要件をキレイに頭出しできるように、事前に固めておこう。

本案要件は、実際に問題になっている法令の条文を引用して主張することが多い。もちろん、個別条文を引用して論じる中で概論の論点が問題になることもある。他方で、単純に条文を引用して「●条に違反する」ことを指摘するだけで終わる問題も出題されるので、諦めずに個別条文と向き合おう（圧迫感があるのは皆同じです。ここで問われているのは、初見で法令を読んで考える体力があるかどうかです）。

2 配点の明示

科目によるが、行政法は毎年配点が明示される。H26年は2：1：1。配点が多いほど記述する内容も増えるので、答案の記述量のバランスもこの比率になる。意識して答案を作成できるとよい。

なお、「行政法あるある」だが、最初に難易度の高い問題が来て、最後のほうに基本問題がくることが多い。なんとしても途中答案を避けて、基本問題をきちんと書いて合格点を取りたい。

（例）5割を合格点とすると、問1：3割、問2・問3：7割ずつでおおむね5割になる。

3 誘導の重要性&質問に正面から答える姿勢★

行政法ではこれが一番重要。とにかく誘導に乗って、質問に正面から答える。

誘導から外れると、点数が気につかなくなってしまうのでよい。誘導をそのままナンバリングして、自分の思考を無理やりそちらに縛って記載するとよいだろう。

例えば、別紙のような思考である。

第2 今後の方針

行政法では、①問題に答える姿勢をもって、②誘導に乗り、③配点を意識した答案作成を心掛ける必要がある。設問と誘導の内容に配点がふられているので、これと違うことをどれだけ書いても得点にはならない。このスタイルは、慣れるしかない。何度も工夫して解いて、自分なりの行政法の処理手順を学ぼう。その中で、特に行政裁量や、処分性などの基本的な問題の対処方法を意識して臨むとよい。

第3 おわりに（締めのご挨拶）

今回をもって、平成26年の司法試験の全科目（選択科目を除く）を一通り解いたことになる。どうだっただろうか。ハードルが高いと感じる方もいるかもしれない。ただ、何度も言っている通り、現時点で合格答案を書ける必要はない。今回の目標は、①試験のレベルを体感し、②今できること・できないことを意識して、③3年生の間にできないことを克服するような意識をもって日々取り組むようにすることである。何度も言うが、キーワードは、①知識を前提とした、②文章力、③構成力、④法的思考力である。

ただ、これまでは、皆が直面する問題は類似してきた。しかし、3年生になると、個々人によって直面する問題は異なってくる。守・破・離の「破」に差し掛かっていることの現れであり、ほかの人と共有できることが少なくなってくる。

そして、ステージが変わると、色々なものが変わる。しかし司法試験に求められる能力に変わりはない。柔軟にかつブレずに、悠々と急いで、3年生に臨んでほしい。

このゼミでは、一貫して「司法試験の合格に必要な能力を、最小限の努力で獲得すること/1人では達成できない成果をあげること」を目標に実施してきた。1年生のころからこの目標は変わっていない。したがって、1年生や2年生のときに実施したゼミの内容は、どれも司法試験の合格に直結するものばかりである。必要に応じて復習してもらえると、当時気が付かなかったことに気が付くかもしれない(そうになったら成長した証拠ですね)。

息も絶え絶え、いい加減疲れてきたでしょう。でもそれは全受験生一緒です。あと1年、後悔しないように頑張ってください。

以上

(別紙)

〔設問 1〕

(問題) Aは、採石認可申請の際にC組合による保証を受ける必要はなかったと主張している。仮にAが採石認可申請の際にC組合から保証を受けていなかった場合、B県知事がAに対し採石認可拒否処分をすることは適法か。

【↑ここが質問。回答は、「適法である/違法である」となる。ここがゴール】

①採石法及び採石法施行規則の関係する規定の趣旨及び内容を検討し、
②本件要綱の関係する規定が法的にどのような性質及び効果をもつかを明らかにしながら答えなさい。

【↑ここはゴールに至るための通過点。①を検討して②を認定する。これらに配点があるので、必ずこれらに言及してゴールにたどり着くこと】

(誘導) 御指摘の本件要綱の規定が、採石法や採石法施行規則との関係でどのような法的性質をもち、どのような法的効果をもつか、私の方で検討しましょう。

【↑通過点を再度記載しているので、性質と効果は明記したほうがよい】

今までのお話を踏まえて、Aからの反論も想定した上で、仮にAがC組合による保証を受けずに採石認可申請をした場合、B県知事が申請を拒否することが適法といえるかどうか、まとめておきます。

【↑以上の枠組みの中で、どこかでAからの反論と再反論を盛り込む】

↓この設問から考えられる答案構成

第1 結論

B県知事がAに対し採石認可拒否処分をすることは適法/違法である。

第2 理由 (以下のどこかで反論)

- 1 本件要綱の性質 (趣旨・内容を踏まえて)
- 2 本件要綱の効果 (趣旨・内容を踏まえて)
- 3 採石認可拒否処分の可否

〔設問 2〕

B県知事は、Aに対し、岩石の採取をやめさせるために何らかの処分を行うことができるか。

【↑ここが質問】

候補となる処分を複数挙げ、採石法の関係する規定を検討しながら答えなさい。

【↑個別条文を引用して、処分を複数挙げる】

解答に当たっては、〔設問 1〕におけるB県知事の採石認可拒否処分は適法であるという考え方を前提にしない。

【↑ここは特に答案構成には影響なし。ただし、設問 1 で適法にしたほうが、答案の矛盾がなくキレイになりそう】

(誘導) 認可の取消は、採石法の個々の規定にかかわらず…→どう読むか